

北茨城市建設工事等入札心得（電子入札用）

北茨城市が電子入札により指名競争入札に付する建設工事等の入札条件及び留意事項等は、次のとおりとする。

なお、この入札心得において示した入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

1 全般的な留意事項

- (1) 入札に際しては、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)、北茨城市水道部会計規程(昭和 48 年北茨城市水道部規程第 2 号)、北茨城市建設工事等執行規則(昭和 60 年規則第 13 号)、北茨城市建設工事等電子入札実施要綱(令和 3 年告示第 65 号)、北茨城市電子入札システム運用基準(令和 3 年 9 月施行)を遵守すること。
- (2) 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)等に抵触する行為をしないこと。
- (3) 入札にあたっては、競争を制限する目的で入札参加者と入札価格等についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。また、落札の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (4) 入札参加者が連合し、又は不誠実な行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

2 工事における特例

この工事に希望する請負金額が、建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 42 条に該当するもの（建築一式工事 1,500 万円以上、その他の建設工事 500 万円以上）である場合は、契約締結日から 1 年 7 ヶ月以内の審査基準日の経営事項審査（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 第 1 項に規定する審査をいう。）を受けていない者は、この入札に参加しないこと。

3 設計図書の閲覧

設計図書は、入札情報サービスに公開する。

URL <http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/ppi.html>

4 現場説明

実施しない。

5 入札方法

- (1) この入札は、電子入札システムによる入札とする。ただし、ＩＣカード再取得の申請若しくは準備中の場合又はその他機器の故障等によるやむを得ない事情がある場合に限り、紙入札による入札（以下「紙入札」という。）へ切り替えることができる。この際、紙入札方式参加承認願を総務課契約検査室へ提出するものとする。
- (2) 入札書は、電子入札システムにより提出するものとする。ただし、(1)により承認を得た場合には直接持参又は書留郵便等により提出することができる。
- (3) 入札書の受付日時の間に入札金額その他所定の情報が記録されない入札書は、受理しない。直接持参又は書留郵便等の場合には、受付期限を過ぎて到達した入札書は、受理しない。
- (4) 入札の回数は１回とする。
- (5) 提出した入札書の引換え、変更又は取消しは認めない。入札金額の入力ミス等の錯誤又は積算ミス等を理由として入札価格の無効の訴えを提起できないものとする。
- (6) 入札を希望しない場合は、入札書を提出するまではいつでも辞退することができる。
入札を辞退するときは、入札書の提出期間中に電子入札システムにより辞退届を提出すること。また、紙入札方式の承認を受けた場合には、入札書提出期限までに辞退届を直接持参又は書留郵便等により提出すること。
なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではない。
- (7) 入札の参加者が１者の場合は入札の執行を中止する。
- (8) 入札書にくじ番号（３桁の任意の数字）を入力すること。紙入札による場合には、入札書余白に「くじ番号〇〇〇（３桁の任意の数字）」と記載して提出すること。

6 提出書類

入札金額に対応した工事費等内訳書を提出すること。

ア 工事費等内訳書は入札金額の根拠となるべき内訳であるため、値引き等で調整しないこと。

イ 工事費等内訳書は返却しない。提出された工事費等内訳書の引換え、変更又は取消しは認めない。

ウ 工事費等内訳書の提出は、契約上の権利義務を生じるものではない。

エ 談合があると疑うに足る事実があると判断される場合には、提出された工事費等内訳書を公正取引委員会等に提出する。

7 落札者の決定

- (1) 落札者の決定方法は、地方自治法第 234 条の定めるところにより予定価格の範囲内で最低価格の入札書の提出をした者を落札者とすることを原則とする。
- (2) 落札にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者となるべきものの入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (4) 落札となるべき同価入札をした者が 2 人以上あるときは、システムによるくじ引きにより落札者を決定する。

8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札について不正の行為があった場合
- (2) 入札書に記載した金額その他必要事項を確認しがたい場合
- (3) 紙入札の場合で、記名押印のない場合
- (4) 指定の日時までに到達しない場合
- (5) 入札書を 2 通以上提出した場合
- (6) 他の代理を兼ね又は 2 人以上の代理をした場合
- (7) 紙入札の場合で、委任状を提出しない代理人が入札をした場合
- (8) 工事費等内訳書の提出がない場合（6 において提出を求めた入札に限る。）
- (9) 入札執行（開札）日までに指名停止措置を受けた場合
- (10) 電子入札の場合で、有効な電子証明書を取得していない者が入札をした場合
- (11) 市長の承認を得ず又は指示によらずに紙入札をした場合
- (12) 電子入札と紙入札の両方を行った場合
- (13) 電子入札による場合で、入札者本人又は第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む場合

9 契約保証金

契約金額が 500 万円以上の場合は金銭的保証（契約金額の 100 分の 10 以上）を要する。

10 支払条件

- (1) 前払金の契約金額に対する割合は、以下のとおりとする。
 - ア 工事 4割以内
 - イ 委託業務 3割以内
- (2) 中間前払金は契約金額が500万円以上の場合で、中間前払金の認定を受け、保証事業会社と中間前払金の保証契約を締結した場合に、請求できる。なお、その際の契約金額に対する割合は、以下のとおりとする。
 - ア 工事 2割以内
- (3) 部分払 請求できる。ただし、回数は協議して定める。

11 契約書の作成

要する。

12 その他

- (1) この入札の対象案件が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事である場合は、設計図書等に記載された処理方法及び処分場所等を参考に積算したうえで入札すること。また、落札者は、契約に当たり、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化に要する費用等について落札決定後に発注者と協議を行うこと。
- (2) 契約締結期限は、落札日から5日以内（ただし、休日等が含まれる場合は起算しない。）とする。
ただし、工期は契約締結日の翌日からとする。
- (3) 契約が議会の議決を要するものであるときは、議会の議決を経た後に本契約を締結する旨を含む仮契約となる。